

平成28年度 第2回 西条市子ども・子育て会議記録

開催年月日	平成29年2月22日(水)	開会	午後 7時00分
		閉会	午後 8時30分
開催場所	西条市庁舎本館5階 大会議室		
出席委員	会長	菅野良昭	副会長 森山昌美
		井出佳世	高橋綾子 矢野幸
		稲見政隆	越智妙子 藤原有紀
		宮島一郎	大澤里香 塩崎千枝子
		高木和幸	木場龍真 日浅眞由美
		日和佐慶司	二宮美和子
欠席委員			
傍聴者	なし		
説明のため出席した者	保健福祉部長	北須賀 仁志	子育て支援課長 青野 栄一
	学校教育課長	鈴鹿 基廣	学校教育課副課長 安倍 和紀
	子育て支援課主幹	越野 美智子	子育て支援課副課長 寺川 友朗
	子育て支援課保育係長	武田 淳哉	子育て支援課子育て企画係長 寺岡 祐基
事務局職員	子育て企画係	工藤 博	
付議事件	1 利用定員の設定に係る意見聴取について 2 その他		

開 会  
〈議題協議〉

---

1 利用定員の設定に係る意見聴取について

○ 事務局 (資料に基づき説明)

○ 事務局 少しだけ補足説明をさせていただきます。今回、皆様のご審議を受ける施設の内容について、まず1番目といたしまして、今後双葉幼稚園が認定こども園に移行を予定しております。

前回若干の説明をさせていただいたと思いますが、認定こども園というのは幼稚園機能と保育所機能の両方を併せ持っており、就学前の子どもの教育、保育、子育て支援を一体的に提供ができる施設でございます。認定こども園を利用するメリットの1つといたしましては、保育所と違いまして親の就業の有無や保育の必要性の有無に関わらず、0歳児から就業前までの幅広い年齢の子どもが利用できるということでございます。具体的な例を申し上げますと、通常でしたら保護者の就労や出産、または退職等によって保育所から幼稚園への移行、または幼稚園から保育所への移行というようなことが生じます。しかし、認定こども園では手続きこそ必要になりますが、施設が変わることなく園児の生活環境にも影響がないということでございます。

続きまして2番目、3番目の「ひよこハウス」、「ほくしんコティ」についてです。現在保育所や幼稚園、それから認定こども園というのは、新制度で施設型給付というところに移行をしております。ただし、西条市内の現状といたしましては私立の幼稚園の大部分はまだ従来型の私学助成で運営をいたしております、施設型給付への移行は2園にとどまっております。

あと、新しくできた制度といたしまして、対象児童は0・1・2歳児でございますが、地域型保育事業というものが、少人数の児童を預かることができます。具体的には、小規模保育ということで利用定員6人から19人以下という保育、また家庭的保育ということで利用定員5人以下という保育、居宅訪問型保育、事業所内保育という4種類ございます。事業所内保育と言いますが、主に従業員の子どもを預かるほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供できるというメリットがある保育事業でございます。現在、西条市で運営されている事業といたしましては小規模保育の施設が1ヶ所のみで、来年度から新たに事業所内保育ということで本日2つの保育所についてご審議いただくということでございます。

○ 会長 ただいまの補足説明も受け、ご質問やご意見をお願いします。

○ 委員 まず1つ確認だが、双葉幼稚園に関しては認定こども園になることに従って

実際の利用数39という人数に近い定員を設定したということで理解していいのかということ、今まで事業所内保育をされていた「ひよこハウス」、「ほくしんコティ」に関してですが、今までなら事業所に勤めている方だけだったので、それを地域にも広げていくということで現にある近隣の保育所への影響がないのか。その2点について質問をさせていただきたい。

- **事務局** それではお答えをさせていただきます。利用定員ですが、これは事業所が申請に基づいて決定をしていくわけなのですが、先程委員さんが言われたように現在の利用状況に鑑み、このような1号なら40人という設定にされていると思います。

それから、他の保育園への影響ということですが、基本的には事業所内保育です。ですので大部分の方が事業所の方であり、今まで認可外で利用されていたところ認可を受けてする保育事業という位置づけであります。基本的に今まで預かっていた子どもさんは引き続きみるし、新たに地域の園児もみることができるということなんでしょうが、利用数というのがまだはっきりとは出てきていません。多分割合的にはかなり少数であろうかと思ひますし、それによって受ける影響は少ないのではなからうかと思ひます。

なお、保育につきましてはそれぞれの年齢によって保育士の人数が決まっております。例えば0歳児ですと保育士1人に対して児童が3名、1・2歳児ですと保育士1人に対して6名、3歳児ですと保育士1人に対して20名、4・5歳児ですと保育士1人に対して30名というような基準がございます。前回皆様方にもお話しいたしましたように保育士不足というのが現状でありまして、特に弊害が出てきているのが3歳児未満の児童で、個々の受入れ人数が少なくなっているのかなと思ひております。したがって、市全体としての需要といたしましては、こういった施設が増えることによって少しでも3歳児未満の地域の受入れが緩和できるようになるのかなということで、いい方向であると思ひております。

- **委員** 待機児童はいないということによろしいのか。
- **事務局** 西条市といたしましては、基本的には待機児童はいないという概念なのですが、ただそれはあくまでも、例えば西条の端の方から丹原の端の方まで入所が可能であればという考え方でありまして、現実問題として自宅の近所や職場に近い所の保育所に通わせたいということもあろうかと思ひます。そういった所では完全ではないという現状もございまして、少しでもこういった事業所が増えればと思ひております。
- **委員** 昨年度から始まった企業主導型保育というのがあつた。事業所内保育所とはまた違ふ形で今全国展開され始めているのだが、これはその企業及びその協力会社の関係児童が半分以内、もう半分が地域の子供達を受入れられるという形のものである。こちらの方が内閣府の補助金がつくので割とそちらを利用し始め

ている所が多いのだが、それとこの度の事業所内保育所改め、これらの「ひよこハウス」さん、「ほくしんコティ」さんをどのように理解したらいいのかなと思う。もし分かれば、ご説明いただきたい。

○事務局 企業主導型保育については私の方も勉強不足で理解しておりませんので、その内容とこの事業所内保育の違いというのにつままして、誠に申し訳ございませんがご説明できない次第でございます。

○会長 まだちょっとわかりづらいみたいですね。また勉強しておいてください。

○事務局 はい、申し訳ございません。勉強していきたいと思えます。

○委員 補助金がらみの話なのだが、実は今私の勤務している大学内に保育所を作ろうと企業主導型保育所ということで進めつつある。これは内閣府に相談に行ったら、事業所内保育所よりも補助割合が多いということであった。設置基準は先程のご説明と同じなのだが、新制度のもとで子育て支援をすることにもものすごく積極的に、日進月歩のような状態で新しい制度が出てきている。できるだけ拡充するという方向で出てきているので、そのあたり役所的な準備は進んでいるということであるのか。

○事務局 はい、こちらのほうは進めております。

○会長 他に何かございませんか。

○委員 例えば、「ほくしんコティ」さんなどは普通の幼稚園と違って跳び箱を飛ばせたりしていると聞いている。「私はここに入れたい。」とかの希望があった時の優先順位はどうなっているのか。早い者順なのか。

○事務局 応募が多かった時などの優先順位でしょうか。入所につまましては保育所と同様に就業時間などの関係で優先度の高い方から入所が決定されていきます。

○委員 それは運営する人が書類や面接で決めるということか。

○事務局 地域型保育でございますので、それは市の方で決めていくということです。

○会長 普通の園と同じように申請を出して、市の職員さんが面接をして、優先度の高い順に決めていくということで皆さんご理解していただいたのでしょうか。何も無いようでしたら意見聴取については終わりたいと思えます。

## 2 その他

○会長 子育て支援全般に関しての皆様のご意見をお伺いします。

○委員 先日、認定こども園のお母さま方からどのような声が上がってきているか聞く機会があった。

やはり3号認定、0歳から2歳児の保育認定に関しては、従来の感覚があるの

であり不安がられてなくシステム上は今まで通りというような受けとめ方をされているようである。1号認定と2号認定は、同じ園庭や教室でする色々な学習、遊びも含めて先生方が保育に従事してくださっているのだが、1号認定はだいたい元幼稚園感覚で捉えていて、2号認定はお母さま方が働いている間の保育として、お子さんを安全で安心な場所で引き受けているという感覚で捉えているのだなということを感じた。

ただ、従来の幼稚園に通う狙いからすると、やはりメロディオンとかハーモニカなど色々学習的なことをしてもらいたいという保護者の気持ちがある。2号認定の保護者の皆さまは、お迎えに行くまでしっかりと子ども達をみていただきたいという感覚だと思うので、同じ場所でどのように子ども達をみて下さっているのかなど。具体的に現場での状況を教えていただけたら有難い。

○事務局 今年度から運営を開始しております「河北こども園」の生活状況ですが、先程委員さんが言われたように1号認定は元々幼稚園部門で、2号認定は保育所部門でございます。基本、朝登園をし、午前中は3歳児・4歳児・5歳児がそれぞれ半数ずつ2クラスに分かれるクラス編成になっておりますが、行動は一緒に行っております。ですから、その中で受ける、例えば行事ごとであるとか、教育的なものであるとか、私も専門的に上手く説明ができないのですが、そういったことにつきましては同様に生活をいたしております。

昼食後は14時がきますと1号認定の方は降園されますので、1号、2号それぞれ園児の方が別々になっており、2号の園児さんは保育所部門になりますのでお昼寝の時間がございます。そういったところで、午後はそれぞれの年齢で1号、2号が別々の教室に移動しまして、14時がくると1号認定の園児は保護者の方がお迎えに来ておりますのでその時点で降園、2号認定の園児は保護者の方が夕方お迎えにくるまでの間、従来の保育所のような形で保育をしているということが現状でございます。

園の方からは、「当初1号認定の園児が14時で帰ってしまうということに対しての多少の抵抗、戸惑いはあった。しかし次第に慣れてきており、園児については、今特にそういった特別なことは感じていない。」という報告をいただいております。保護者の方がどこまで思われているかについては十分な把握ができておりませんので、先程言われました意見を踏まえて、例えば午前中の保育の時間にそういったことも精力的に生活の中に盛り込んで進めていけばいいのではないかと考えております。

○委員 午前と午後で上手にその違いをうまくされているなど感じた。金額的なことなのだが、保育所の場合は所得の違いで保育料が違うのか。

○事務局 2号認定・3号認定につきましては、保育所と同様の保育料形態で行っております。それから、1号認定につきましては幼稚園の施設型給付を受けていま

す。河北子ども園に関してはそういった感じですよ。

- 委員 1号認定と2号認定の方達とで金額的な戸惑いとかはないのか。
- 事務局 河北子ども園に関しては今年度初めての運営でございますので、当然保護者からのアンケート等も実施をいたしておまして、それを反映して運営に役立っているという現状でございますが、特段そういったところでの差異というのは確認されておりません。保育所におきましては、それぞれ所得が違いますから当然保育料も違ってきますが、保育の質という所では全く同じでございますので、その辺については問題ないのではないかと考えております。
- 委員 先日、PTA 聯合会の幼稚園の会長さんからお話を聞いたのだが、今回「河北子ども園」さんは 保育所のお母さんと幼稚園のお母さんが一緒なのでPTA 聯合会に加盟されなかったそうである。幼稚園のお母さん方は今までずっと PTA 活動に慣れていらっしゃるのだから「入る」ということだったそうだが、保育所の保護者の方は「そういう活動は時間がない。面倒くさい。」ということでお話し合いがあったようだ。結果、強制力もないので連合会からは脱会されたということであった。PTA の連合会は色々な横の繋がりがあろうと思うのだが、入れないことで孤立し、情報交換等がされないのではないかとこのところがある。「絶対に加盟しなければいけないものではないのですが、入っていただけたら情報交換とかいいこともたくさんありますよ。」と言ってすすめたが、その話し合いも持てない状況だったと聞きまされたので心配されているということをお知らせしたいと思う。
- 事務局 その件につきましては、私どもも確認不足でございました。たしかに言われますようにPTA の協議会では情報交換等ありますので、かなりのメリットもあろうかと思っております。今後その件につきましては、園や保護者に対してできるだけ加盟できるような方向でこちらの方もお願いをしていきたいと考えております。
- 委員 お願いなのですが、今各保育園では支援の必要な子どもさんについて書類を出して加配保育士をつけてもらうような制度になっている。これには医師の診断が必要というのが基本なのだが、現在それが非常に取りにくい状態である。西条中央病院などでリハビリを受けているが、リハビリの先生達には「自分達は書けない。」と言われる。これは国の制度なのかもしれませんが、各園が好きなように出せるというのでもいけないと思うが、そのあたりの制度の見直しが今後ないのか。
- 事務局 加配の関係なのですが、今たしかに西条市の方では発達障がいのお子さんであるとか、一定の障がいをお持ちの子どもさんを保育される時に加配保育士をつけ、その保育士さんの人件費に対する委託料というのをお支払しております。その障がい児さんも重度の障がいの方、軽度の障がいの方に分かれて委託料の額も変わってきており、重度の方の場合は加配児童の申請をしてもらう時に病院の先生の診断書やその写し、障がいの手帳をお持ちの子どもさんについてはその写しをいただいたりして、市の方は重度と認めその委託料をお支払してい

るというのが現状であります。

軽度のお子さんについて、実際手帳は持っていないけれどもウイングサポートセンターなどに見てもらっているお子さんについては、公的な証明の書類はなくても、そういう専門の機関で見たところやっぱり発達障がいのお子さんだとわかれば軽度の障がい児さんということで委託料をお支払しているというのが現状です。

今のところ重度のお子さんと軽度のお子さんで委託料は分けさせていただいておりますが、もともと国の交付金があった時からの流れでそうなっているというのが現状です。

- 委員 金額がどうこうではない。重度の子どもさんは手帳を持っているが、重度でない子どもさんのリハビリに職員も一緒について行って、その場でその子どもさんに合った支援の仕方を勉強したいと思ったら、その職員は拘束される。だから、行きたいけれど3回の内1回しか行けないということもある。

事実ウイングサポートセンターさんや保健師さんならどうかという話も色々出たのだが、やはりどちらからも診断を出してもらえない。保育会でも何か書類作成における方法がないのかなという話が出てきたので、せっかくなので方向性を聞かせてもらおうと思った。だからと言って重度と同じ金額をくださいとか言うのではない。

- 会長 最初保育所に入ってきた時は普通の子どものさんだと思ふ。それが後におかしいのではないかと思つてウイングサポートセンターに来てもらつたら、やっぱりおかしいと……。でも証明をしてくれる所がないし、親は認めたくないから手帳はもらいたくない。それを具体的にどういふ所で診断してもらつたらいいのかというのが分かれば話していただきたい。

- 委員 身近なところでは保健センターの3歳児健診でしっかりとみてもらえるので、大事な検診なのではないかと思ふ。

- 委員 そういう話も出たのだが、保健師さんは立場上できないとのこと。だからと言ってそれぞれの園で勝手に決めるなんてことはおかしいと思ふけれど、どこに行つても「ここはできません、ここはできません。」と言われる。システムが出来ていなかったら新居浜の県病院に行くとかしか方法がない。自分達は子ども達それぞれに合った支援がしたい。

- 事務局 その件につきましては、後ほどどういふ仕組みになつているのかなど調査させていただいて回答をしていきたいと思ふます。

- 委員 ここは女性の方と専門的な方が多いですが、実は先日、保護者間で男性保育士の話が出ました。もし数字が分かつていふなら、実際に子どものおむつ替え、着替えに男性保育士がどのくらいタッチしていふのか。今市内にいふのか、いふのか教えていただきたい。

- 事務局 実際にそういふ仕事をしていふのかということでしょうか。それとも、職員

として何人の男性保育士がいるのかということなのか。

- 委員 先日どこかの市長が、「もっと男性が保育士をしてもいいのではないか。」という発言をしたことでその話題になった。結局、いいのか悪いのか結論は出なかったのだが、そういう問題が現実には起きているのかどうかと思ひまして。
- 事務局 ちなみに、現在西条市の公立の保育所には正規の男性職員が2人おりますが、私立については把握ができておりません。また調査をしていきたいと思ひます。
- 委員 認定こども園の話だが、今国が進めようとしている子ども子育て支援新制度の方向性というのは、共働きの家庭が過半数を超えるようになってきた今は、「家庭の状況いかんに関わらず子ども達の育ちを保障していきたい。それを一体的に取り組む。」ということで変わりないと思ひます。今幼稚園だけでなく大学まで「教育の質の保障」ということで、指導要領の大変大きな改革が起きつつある。5歳までの幼児に対しても、5歳までに身につけてほしい資質というものを旨とした「教育要領」というのが多分もうすぐ出ると思ひます。それと合わせて厚労省の方の「保育所保育指針」も、「子どもの育ちを発達段階に応じて保証する。」としている。このように厚労省と文科省が連携してくるのは初めてのことで、「全ては子どものために」ということで、本当によかったと思ひます。
- ですから、0歳からその子どもの発達に応じた育ちを支えるということで、それは保育所であろうと幼稚園であろうと同じ捉え方であると思われる。そういうことを実現するためには、保育所もそれができなければいけないということで、大学の方の養成課程もガラッと変わろうとしている。現場においても、これからは幼稚園教諭の免許だけとか保育士の免許だけというのではなく、両方の見方や力を持った者を養成するというので、すでに幼稚園教諭の資格を持った人が保育士さんの学び直しをするとか、またその逆とか、若い人にはその両方を旨してもらおう。今は過渡期で、それまでの全く違う長い歴史を持っている2つの園がどうやって隣同士でやっていくか難しい時期なので、様々な不安や問題が生じてきている。しかし、それは今だからこその問題なので、ぜひ委員の方達には調査・研究等をしていただきながら検証していただきたいと思います。やがてはそれが「全ての子ども達のために一体的に保証する」という方向で1つの流れになっていくのではないかと思ひます。そういう意味ではいい時代になってきたなと期待している。
- 委員 今のお話から、教育要領がかなり変わってくるだろうと予想されるが、国家主義道徳と言いますか国旗の掲揚、国歌斉唱をしなさいと幼稚園まで教育要領によって変えていこうとするところがある。多様性というところから見たら、今幼稚園では様々な内容を文科省の教育要領に基づいてやっていると思うのですが、子ども達にそこまで要求するのはどうなのかなと思ひます。1つ極端な例があつて、学校法人森友学園というのがあつて、ここでは「同期の桜」を幼稚園で



歌っている。こういったことが果たして本当に子どもにとっていいことなのだろうかということも考えさせられる。違った面でそういう突出した所が出てきているので、もう少しみんなで警戒しながら考えていくべきではないかと思う。

○委員 先程の説明が不十分だったかもしれませんので補足させていただく。0歳からの子どもの育ちを保証するというのは多様性を否定するものではなく、私の勤務先はクリスチヤンの学校であるから、そこはそこなりにやはり大切な精神の教育というものを守っていかなければならない。そうしたものを否定するものでもなく、国の方でも議論になっているのが質の保障と言いながらも就学前は教科があるわけでもないし、総合的に遊びの中から身につけていくということですから、決してそれを数的に評価しようというものではない。ですから、教育指導要領に出てくると思うが、今までも色々な幼児教育の現場があったでしょうし、その多様性を少しでも抑え込むような方向性であれば、みんなで追い払っていかなければならない。そんな中で家庭環境に恵まれない子どもさん達がすごく増えてきている。全ての子どもの育ちをしっかり支えるという所で共通していくといったことは間違った方向ではないのかなと、多様性を否定するものではないと私は思っている。

○委員 皆さんの貴重なご意見、大変勉強になった。今日の会議も元々は少子化から始まったものと受けとめているのだが、児童クラブと放課後こども教室しかり、縦割りの行政ではなく、これからの子ども達を育てていくために切れ目のない子育て支援、ネットワーク作りということで文科省と厚労省が、教育委員会と福祉課が手を組み連携しながら地域で子育て支援をしていくということが一番大事なかなと思っている。

○会長 何もなければ本日はこれで終わります。ありがとうございました。

---

閉 会

午後 8時30分 閉 会